

認証評価の短期大学評価基準等改定に対する意見

1. 短期大学基準協会認証評価要綱（改定案）に対する意見

① 項目「3. 短期大学評価基準」 箇所「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針について、」（5頁3行目）

2016年3月31日に中央教育審議会大学分科会大学教育部会から示された、いわゆる「3ポリシーのガイドライン」において、学位授与の方針は「卒業認定・学位授与の方針」と改められたことから、要項においても「卒業認定・学位授与の方針」の文言を使用するべきである。

② 項目「3. 短期大学評価基準」 箇所「自己点検・評価の過程において高等学校等の関係者の意見を取り入れているかについての評価も行うようにしました。」（5頁5行目）

2016年3月18日に中央教育審議会大学分科会から示された「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」及び2016年3月31日に公布された「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第17号）第1条第4号」において、評価方法に高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取を求められているのは、認証評価機関である。

確かに自己点検評価の際に外部の意見を取り入れることは、私立大学等改革総合支援事業等においても求められてきているが、そのことを評価項目とするのはいかがなものか。また「高等学校“等”」とはなっているが、高等学校に限定されるイメージを持つので、もしこの箇所を残すのであれば、「高等学校、地方公共団体、民間企業等」に修正していただきたい。

③ 項目「12. 認証評価結果の再判定」 箇所「当該項目全て」（11頁）

今回から新設された項目であるが、どのような状況で「再判定」になるのか理解できない。「4基準を満たし、虚偽記載がなく、法令違反がない」ことを確認して「適格」と決定するのであるのから、「機関別評価結果を『適格』と決定・通知した後に、(1) 4基準を満たさない、(2) 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある、(3) 重大な法令違反があるとおそれがある場合は、評価委員会において該当事項の調査を行います。調査の結果、該当事項があると認められる場合には、理事会において『不適格』と再判定し、」ということは本来有り得ないことであり、このような事態が発生しないよう確りと評価することが、貴基準協会の使命ではないか。

④ 項目「14. 認証評価に係る手数料の額等」 箇所「(1) 認証評価に係る手数料の額」（11頁）

「④ 評価の中止を行った場合の評価料については、特別の理由がない限り返還しません。」が削除されたが、今後、評価の中止を行った場合の評価料の取扱いについて不明瞭になるので、削除しない方が良いのではないか。

2. 短期大学評価基準（改定案）に対する意見

① 全体

2016年3月31日に中央教育審議会大学分科会大学教育部会から示された、いわゆる「3ポリシーのガイドライン」において、学位授与の方針は「卒業認定・学位授与の方針」と改められたことから、要項においても「卒業認定・学位授与の方針」の文言を使用するべきである。

「学習成果」という言葉の多義性が十分に書き分けられていなく、不明瞭な箇所が散見される。「平成 29 年度用 自己点検・評価報告書作成マニュアル」の用語解説では、「学習成果」は学生が達成すべきゴールを意味するものとされている。しかし、この用語法が徹底されず、「学習成果」のうち実際に学生が達成できたもの、更には単に実際に学生が教育によって得たもの一般を意味する場合にも使われている箇所がある。

- ② 項目「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」 箇所「建学の精神は、教育基本法に基づいた公共性を有し、」（2 頁 4 行目）、「(2) 建学の精神は教育基本法第 6 条及び私立学校法第 1 条に基づいた公共性を有している。」（2 頁下から 4 行目）

建学の精神は、どこの短期大学においてもスローガンのように表明されていることが多く、今から公共性を含めることは難しいのではないかと懸念される。そもそも、宗教教育をはじめ、独自の学風による自由な教育によって、さまざまな国民の教育要求に応えるところに私立学校の存在理由が認められたのであって、その独自性を確認するのが建学の精神であるから、私立学校が公共性を有するか否かは別の項目で確認されるべきものであろう。また、このタイミングで「公共性」について評価基準に加えた意図と、なぜ公共性を有するのが建学の精神でなければならないのか、貴基準協会の考えをお聞きしたい。

- ③ 項目「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」 箇所「、また、学生が実際に獲得した学習成果について点検・評価する査定（アセスメント）」（2 頁）

「、また、学習成果を実際に学生が（どの程度）獲得したかについて点検・評価する査定（アセスメント）」とした方が意味が明解になる。

- ④ 項目「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」 箇所「基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。」（4 頁）

1-②と同じ。

- ⑤ 項目「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」 箇所「、学習成果を向上させていることを明確に示す。」（5 頁、囲みの 6 行目）

学習成果の内容を向上するのか、学生の学習成果の達成度を向上させるのか、曖昧である。

- ⑥ 項目「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」 箇所「学習成果の質を保証するためには、自ら掲げる教育の目的・目標、」（5 頁 5 行目）

「学習成果の達成を保証するためには、自ら掲げる教育の目的・目標、」なのか「学習成果が教育目的に適合しているという意味での質の高さを保証するためには、自ら掲げる教育の目的・目標、」なのかが曖昧である。

- ⑦ 項目「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」 箇所「、学習成果がそれらの結果として獲得されたものであること」（5 頁、6 行目）

「学生の学習成果の達成」を意味するのか、単に「学生が教育によって得たもの」という意味なのか曖昧。文脈からは後者の意味と取れるが、それまでの学習成果の用語法から逸脱している。

- ⑧ 項目「基準Ⅱ 教育課程と学生支援 A 教育課程」 箇所「教育の効果は、学習成果を量的・質的データとして収集し、」（5 頁、下から 5 行目）

「教育の効果は、学生の学習成果の達成度を量的・質的データとして収集し、」とした方が明解

である。

- ⑨ 項目「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」 箇所「基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。」(6頁)

学位プログラムの考え方に基づけば、専門教育と教養教育を分けるべきではない。また基準Ⅱ-A-2 との書き分けも難しいと思われるので、基準Ⅱ-A-2 に含めてはどうか。

- ⑩ 項目「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」 箇所「基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。」(7頁)

1-②と同じ。「(9) 入学者受入れの方針を定期的に点検している。」に修正するべきである。

- ⑪ 項目「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」 箇所「基準Ⅱ-A-7 学習成果の量的・質的データを測定する仕組みをもっている。」(7頁)

ここで示されている3つの基準は、現在短期大学等に求められていることではあるが、ここまでの細かな基準を短期大学に求めるのは酷ではないか。特に(3)は、文系などの学問分野によっては対応が非常に難しい項目である。

- ⑫ 項目「基準Ⅱ 教育課程と学生支援 B 学生支援」 箇所「成績評価基準に従って学習成果を評価し、学習成果の向上のために教育方法、」(7頁、下から17行目)

「成績評価基準に従って学習成果の達成度を評価し、学習成果の達成度の向上のために教育方法、」とした方が、学習成果の用語法が首尾一貫する。

- ⑬ 項目「基準Ⅱ-B-2」 箇所「(10) 学習成果の量的・質的データに基づき、」(8頁)

「(10) 学習成果の達成度の量的・質的データに基づき、」とした方が明解である。

- ⑭ 項目「基準Ⅳリーダーシップとガバナンス」 箇所「基準Ⅳ-B-1 (2) ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、合同教授会規程に基づいている。」(17頁)

「合同教授会規程」というふうに具体的な規程名を示すと、同じ名称の規程である必要があるような印象を受けるので、現行通りの表記のままでよいのではないかと。

以上

認証評価の短期大学評価基準等改定に対する意見

【認証評価要綱（改定案）】 資料1

<項目>

6. 認証評価の実施方法 ⑤⑦（9 ページ）

<意見>

①から④及び⑥には題名がついた表記になっていますが、⑤⑦には題名がありません。例えば、⑤には「異議申立て又は意見申立て」、⑦には「評価の公正」という題名をつけると①から⑦まで同じ表記になり見やすくなると思います。

【短期大学評価基準（改定案）】 資料3

<基準項目>

基準 I 建学の精神と教育の効果

A 建学の精神

基準 I・A-1 (4) (2 ページ)

<意見>

「建学の精神を学内において共有している。」とありますが、「建学の精神を役員、教職員が理解・支持している。」の方がわかりやすいと思います。

<基準項目>

基準 I 建学の精神と教育の効果

B 教育の効果

基準 I・B-1 (1) (3 ページ)

<意見>

「学科・専攻課程…建学の精神に基づき確立している。」とありますが、「建学の精神に基づき、学科・専攻課程の教育目的・目標を確立している。」の方がわかりやすいと思います。

<基準項目>

基準 I 建学の精神と教育の効果

B 教育の効果

基準 I・B-1 (3 ページ)

<意見>

「学科・専攻課程の目的・目標の策定・改定に役員、教職員が関与・参画している。」
の基準を加えたほうがよいように思います。

<基準項目>

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

B 教育の効果

基準Ⅰ-B-2 (1) (3 ページ)

<意見>

「短期大学としての学習成果を…定めている。」とありますが、「建学の精神に基づき、短期大学としての学習成果を定めている。」の方がわかりやすいと思います。

<基準項目>

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

B 教育の効果

基準Ⅰ-B-2 (2) (3 ページ)

<意見>

「学科・専攻課程の学習成果を…定めている。」とありますが、「学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき、学科・専攻課程の学習成果を定めている。」の方がわかりやすいと思います。

<基準項目>

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

B 教育の効果

基準Ⅰ-B-2 (4) (3 ページ)

<意見>

「学校教育法第 108 条の規定」とありますが、今の学校教育法では、自己点検・評価は「第 109 条」に記載があります。

<基準項目>

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

基準Ⅱ-A-2 (2) ② (6 ページ)

<意見>

「単位の実質化を図り、…単位数の上限を定める努力をしている。」とありますが、「…単位数の上限を定めている。」の方がわかりやすいと思います。

<基準項目>

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

基準Ⅱ-A-2 (2) ④ (6 ページ)

<意見>

「シラバスに必要な項目（学習成果、…）が明示されている。」とありますが、ここだけ受身的表現になっています。主体的表現（「…を明示している。」）に統一されていると、その基準による自己点検・評価の作業がやりやすくなると思います。

<基準項目>

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

基準Ⅱ-A-2 (2) ⑤ (6 ページ)

<意見>

「通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には…授業の実施方法を適切に行っている。」とありますが、「通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には…授業の実施を適切に行っている。」の方がわかりやすいと思います。

<基準項目>

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

基準Ⅱ-A-2 (3) (6 ページ)

<意見>

「(3) 学科・専攻課程の教員は、…適切に配置している。」という表現について、「学科・専攻課程の教員を、…適切に配置している。」とした方が自然でよいように思います。

<基準項目>

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

基準Ⅱ-A-5 (9) (7 ページ)

<意見>

「入学者受入れの方針…定期的に点検している。」とありますが、入学者受け入れの方針のみではなく、それに基づく入学者選抜の選考方法や試験実施の方法に関しても同様の観点より定期的に点検する必要があると思います。

<基準項目>

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

基準Ⅱ-A-5 (7 ページ)

<意見>

「入学者受入れの方針に基づき入学者を確保するための努力を行っている。」を基準に加えた方がよいように思います。

<基準項目>

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

基準Ⅱ-A-7 (1) (7 ページ)

<意見>

「GPA分布…ルーブリック分布などを活用としている。」とありますが、「GPA分布…ルーブリック評価などを活用している。」の方がよいように思います。

<基準項目>

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

基準Ⅱ-A-7 (2) (7 ページ)

<意見>

「学生調査や…雇用者への調査…就職率などを活用している。」とありますが、「学生調査や…雇用者からの評価…就職率などを活用している。」の方がよいように思います。

<基準項目>

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

基準Ⅱ-A-7 (3) (7 ページ)

<意見>

「学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。」とありますが、「IR (Institutional Research)を活用する等、エビデンスに基づいた客観的な学習成果の量的・質的データに基づいた学習成果を評価し、公表している。」の方がよいように思います。

<基準項目>

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

B 学生支援

基準Ⅱ・B-1 (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている (7 ページ)

<意見>

基準①~⑥に加えて、「教員は、学習成果の獲得に必要な授業時間及び授業時間外での学習時間（予習・復習等）を確保している」という基準を加えた方がよいように思います。

<基準項目>

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

B 学生支援

基準Ⅱ・B-2 (10) (8 ページ)

<意見>

「学習成果の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。」とありますが、「IR (Institutional Research)を活用する等、エビデンスに基づいた客観的な学習成果の量的・質的データに基づいた学習支援方策を点検している。」の方がよいように思います。

<基準項目>

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

B 学生支援

基準Ⅱ・B-2 (8 ページ)

<意見>

学習成果の獲得に向けた学習支援の取り組みの中に、「組織的にアクティブ・ラーニング形態の授業の導入を行っているか」を基準に加えた方がよいと思います。

<基準項目>

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

B 学生支援

基準Ⅱ・B-3 (2) (8 ページ)

<意見>

「…支援体制が整備されている。」とありますが、ここだけ受身的表現になっています。主体的表現（「…を整備している。」）に統一されていると、その基準による自己点検・評価の作業がやりやすくなると思います。

<基準項目>

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源

基準Ⅲ-A-1 (1) (10 ページ)

<意見>

「…教員組織が編成されている。」とありますが、ここだけ受身的表現になっています。主体的表現（「…を編成している。」）に統一されていると、その基準による自己点検・評価の作業がやりやすくなると思います。

<基準項目>

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源

基準Ⅲ-A-1 (11 ページ)

<意見>

教員組織の整備については、「教員組織が適切な年齢構成の教員から構成されている」という基準を加えた方がよいと思います。

<基準項目>

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源

基準Ⅲ-A-2 (2) (11 ページ)

<意見>

「…状況が公開されている。」とありますが、ここだけ受身的表現になっています。主体的表現（「…を公開している。」）に統一されていると、その基準による自己点検・評価の作業がやりやすくなると思います。

<基準項目>

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源

基準Ⅲ-A-2 (3) (11 ページ)

<意見>

「…外部研究費等を獲得している。」とありますが、「…外部研究費等獲得のための努力を行っている。」とした方がよいように思います。

<基準項目>

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源

基準Ⅲ-A-2 (10) ① (11 ページ)

<意見>

「教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。」とありますが、FD活動は組織的に行うこととなっているので、「組織的なFD活動により、授業・教育方法の改善を行っている」とした方がよいように思います。

<基準項目>

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源

基準Ⅲ-A-3 (7) ① (11 ページ)

<意見>

「…SD 活動を通じて職務を充実させ」の後に読点（、）を入れると見やすくなると思います。

<基準項目>

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

B 物的資源

基準Ⅲ-B-1 (6) (12 ページ)

<意見>

「通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、…」とありますが、「通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、…」のほうがわかりやすいと思います。

<基準項目>

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

B 物的資源

基準Ⅲ-B-1 (9) (12 ページ)

<意見>

「…座席数等が十分である。」とありますが、「十分」という表現は上限がなく数が多ければよいというように受け取れます。「…座席数等が適切である。」とした方がよいように思います。

<基準項目>

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

基準Ⅲ-C-1 (7) (13 ページ)

<意見>

「…効果的な授業を行うことができる。」とありますが、「…効果的な授業を行っている。」のほうが評価しやすいと思います。

また、効果的な授業が、必ずしも新しい情報技術を使用した授業によらなければならないわけではないため、当該基準自体を削除する必要があるように思います。

<基準項目>

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

D 財的資源

基準Ⅲ-D-1 (1) ⑤⑥ (13 ページ)

<意見>

⑤「…財政が維持されている。」⑥「…引当金等が目的どおりに引き当てられている。」とありますが、ここだけ受身的表現になっています。主体的表現（⑤「…財政を維持している。」⑥「…引当金等を目的どおりに引き当てている。」）に統一されていると、その基準による自己点検・評価の作業がやりやすくなると思います。

<基準項目>

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

D 財的資源

基準Ⅲ-D-1 (2) ① (14 ページ)

<意見>

「…中・長期計画に基づいた…」とありますが、前提として「中・長期計画を作成しているかどうか」を基準に加えた方がよいように思います。

<基準項目>

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

A 理事長のリーダーシップ

基準Ⅳ-A-1 (2) ② (16 ページ)

<意見>

①③④⑤⑥の表記に合わせて「理事会は」の後に読点（、）を入れると見やすくなると思います。

<基準項目>

基準IV リーダーシップとガバナンス

A 理事長のリーダーシップ

基準IV-A-1 (3) (16 ページ)

<意見>

①②の表記に合わせて「理事は」の後に読点（、）を入れると見やすくなると思います。

<基準項目>

基準IV リーダーシップとガバナンス

A 理事長のリーダーシップ

基準IV-A-1 (3) ③ (16 ページ)

<意見>

「学校教育法…寄付行為に準用されている。」とありますが、「寄付行為に学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定を準用している。」とした方がわかりやすいと思います。

<基準項目>

基準IV リーダーシップとガバナンス

B 学長のリーダーシップ

基準IV-B-1 (1) ②③⑥ (16、17 ページ)

<意見>

①④⑤の表記に合わせて「学長は」の後に読点（、）を入れると見やすくなると思います。

<基準項目>

基準IV リーダーシップとガバナンス

C ガバナンス

基準IV-C-3 (1) (2) (18 ページ)

<意見>

(1)「学校教育法施行規則の規定に基づき、…」(2)「私立学校法の規定に基づき、…」とありますが、法令名の後にそれぞれ条名「第〇条」を入れるとわかりやすいと思います。

<基準項目>

(公立短期大学の評価基準)

◆基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス：テーマ C ガバナンス

① 基準Ⅳ-C-2 (8) (20 ページ)

② 基準Ⅳ-C-1 (6) (21 ページ)

<意見>

① 基準Ⅳ-C-2 (8) (20 ページ)

「学校教育法施行規則、地方独立行政法人法の規定に基づき、…」とありますが、法令名の後にそれぞれ条名「第〇条」を入れるとわかりやすいと思います。

② 基準Ⅳ-C-1 (6) (21 ページ)

「学校教育法施行規則の規定に基づき、…」とありますが、法令名の後に条名「第〇条」を入れるとわかりやすいと思います。

○その他

【認証評価要綱（改定案） 新旧対照表】 資料 2

<項目>

No.16 (2) ピア・レビュー (5～6 ページ)

No.45 iii 評価委員会が作成した機関別評価案を当該短期大学に内示します。

(10 ページ)

<意見>

変更点が示されていません。

【短期大学評価基準（改定案） 新旧対照表】 資料 4

(公立短期大学の評価基準（改定案）)

<項目>

No.1 公立短期大学は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。

(24 ページ)

No.2 ◆「建学の精神」は、「設置の目的・使命」に読み替える。(24 ページ)

No.4 ◆基準IV リーダーシップとガバナンス：テーマ A 理事長のリーダーシップ
(25 ページ)

No.5 ◆基準IV リーダーシップとガバナンス：テーマ C ガバナンス (26 ページ)

<意見>

変更点が示されていません。

以上

平成 28 年 10 月 20 日

認証評価の短期大学評価基準等改定に関する意見

まず平成 29 年に改定される「認証評価綱要」・「短期大学評価基準」（案）についてコメントさせていただきます。

短期大学基準協会では、4つの「基準」として4つの柱で自己点検・評価し、各基準の冒頭に「概要」を記述するという書類作成方法です。ただ「報告書作成マニュアル」に「基準Ⅰ～Ⅳの分量は80～100ページを目途とする。」と頁数制限をしているのであれば、「概要」は必要ではないのではないのでしょうか。特に「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」の場合、各短大の報告書をみると、同じことを重複して記述している事例が多くみられます。

「概要」が必要であるのは、報告書の構成が、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」・「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」・「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」・「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」という4つの「基準」が立てられ、各基準が広い領域に涉っているからだと思います。しかし、そもそもここでいわれる「基準」という言葉が適切であるか疑問に思われます。「基準」はあくまで評価のための基準であるので、この4つはむしろ短大基準協会で用いてきた「テーマ」（「基準」より一段階狭い領域）という言葉を用いるか、「領域」といった方がより適切であるように思われます。

次に各「基準」に対する意見を述べさせていただきます。

まず「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」についてですが、改訂予定の評価基準は平成 27 年に改訂された基準と基本的に同じ構造であり、改訂された部分は「C 自己点検・評価」が「C 内部質保証」という項目に替わり、「基準Ⅰ-B-3」の「教育の質を保証している。」に移動している点です。ただ「自己点検・評価」にせよ、「内部質保証」にせよ、これは「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」だけに関わるのではなく、基準のⅠからⅣまでの全体に関わるものです。この「内部質保証」の評価項目は本来は各「基準」の外で独立すべき項目であると思います。

次に「基準Ⅰ」の「B 教育の効果」の評価項目中に「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。」という項目が設定されていますが、これは次の「基準Ⅱ」の中の[基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]・[基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]・[基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]という評価項目と関連する項目です。この「基準Ⅰ」の「B 教育の効果」は、むしろ次の「基準Ⅱ」の「教育課程と学生支援」の方に移動した方がよいと思われます。

以上のような課題について次に評価基準の再設定についてコメントをさせていただきます。

改正案では評価基準につきましては次のような構造になっています。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

A 建学の精神 B 教育の効果 C 内部質保障 (旧 自己点検・評価)

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程 B 学生支援

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源 B 物的資源 C その他の教育資源 D 財的資源

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

A 理事長のリーダーシップ B 学長のリーダーシップ C ガバナンス

しかし「教育の効果」や「内部質保証」は基準Ⅰに位置づけるのではなく、前者を基準Ⅱに移動し、後者を独立させた基準として位置付けると次のような構成となります。

基準Ⅰ 建学の精神

基準Ⅱ 教育課程と教育の効果

基準Ⅲ 学生支援

基準Ⅳ 教育資源と財的資源

A 人的資源 B 物的資源 C その他の教育資源 D 財的資源

基準Ⅴ リーダーシップとガバナンス

基準Ⅵ 内部質保障 (旧 自己点検・評価)

この試案のうち基準Ⅳについては、さらに分化させる必要があるかもしれませんが、いずれにしても4「基準」という枠組みではなく、より実質的な評価基準に再編する必要があると思います。

次に送付いただきました認証評価要綱等の各改定案(資料1~4)について、細部にわたりますが、気づいた点についてコメントさせていただきます。

「資料1」6頁の「5、認証評価の実施体制」について

評価の実施に当たっては、理事会の下に短期大学関係者や学識経験者等による評価委員会を置き、評価委員会の下に具体的な評価作業を行う評価チーム(1チーム4名程度)を、評価を受ける短期大学ごとに編成します。さらに、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案を作成するために、評価委員会の下に複数の分科会を置きます。

この記述については、8頁の「6、認証評価の実施方法」の箇所を読むと理解できますが、7頁の組織図(評価委員会——分科会——複数の評価チーム)は実態を正確に表現していないと思われますので、表示の工夫が必要ではないかと思えます。

なお短大基準協会の評価システムは、評価チームの基準別評価をふまえて、分科会の機関別評価を経るという二重構造となっており、この基本構造は変更すべきものではありません。しかし、機関別評価をする分科会の役割が実際には、調査チームの基準別評価の結果を調整、もしくは緩和する役割になっており、本来の二重の評価システムが機能していないのではないかという懸念があります。これは短大基準協会の認証評価そのものの質保障の問題にもかかわるのではないのでしょうか。

以上

No	改定案	現行
	<p>部質保証に率先して関わり、ALO の任務を支援し、その体制を構築しなければならない。</p> <p>自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。</p> <p>①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②学習成果を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。</p> <p>教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、事実の評価、到達目標設定、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に用いなければならない。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。</p> <p>①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②学習成果を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。</p> <p>（新規）</p>
13	<p>基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。</p> <p>(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。</p> <p>(2) 日常的に自己点検・評価を行っている。</p> <p>(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。</p> <p>(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。</p> <p>(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。</p> <p>(6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。</p>	<p>基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。</p> <p>(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。</p> <p>(2) 日常的に自己点検・評価を行っている。</p> <p>(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。</p> <p>(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。</p> <p>（新規）</p> <p>(5) 自己点検・評価の成果を活用している。</p>
14	<p>基準 I -C-2 教育の質を保証している。</p> <p>(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。</p> <p>(2) 査定の手法を定期的に点検している。</p> <p>(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。</p> <p>(4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。</p>	<p>（基準 I -B-3 から移動）</p> <p>（新規）</p>
15	<p>基準 II 教育課程と学生支援</p> <p>学習成果や学位授与の方針に基づく教育課程の編成と学習環境について明確に示す。</p> <p>卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入などにつながる学習成果を保証していることを明確に示す。</p> <p>学位授与の方針が、社会的・国際的に通用性が保証されるものであることを明確に示す。</p> <p>学習を支援する環境（専門支援担当者の配置、図書館又は学習資源センター等での学生支援なども含む）を整え、学習成果を向上させていることを明確に示す。</p>	<p>基準 II 教育課程と学生支援</p> <p>期待される学習成果や学位授与の方針に基づく教育課程の編成と学習環境について明確に示す。</p> <p>卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入などにつながる学習成果を保証していることを明確に示す。</p> <p>学習成果が、社会的（国際的）に通用性が保証されるものであることを明確に示す。</p> <p>学習を支援する環境（専門支援担当者の配置、図書館・学習資源センター等での学生支援なども含む）を整え、学習成果を向上させていることを明確に示す。</p>

No	改定案	現行
	<p>などを活用している。 <u>(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
24	<p><u>基準Ⅱ-A-8</u> 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。 (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。 (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。 ^{するなど}</p>	<p><u>基準Ⅱ-A-5</u> 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。 (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。 (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。</p>
25	<p>B 学生支援 短期大学は、積極的に資源配分を整備して学生の学習支援を図り、成績評価基準に従って学習成果を評価し、学習成果の向上のために教育方法、教育課程及び教育プログラムの見直しを行わなければならない。 短期大学は、建学の精神と教育の目的・目標に基づいて、多様な学生を募集し、その入学を許可し、教育課程に基づき学習成果を獲得させなければならない。学生支援は、学生のニーズを的確にとらえ、それに対応した学習支援の環境を整えることである。 短期大学は、学生の学習を支援するために図書館や学習資源センター等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、<u>学生支援のための専門的職員</u>を配置することが望ましい。 短期大学は、学生生活支援のための組織や支援体制を整備しなければならない。</p>	<p>B 学生支援 短期大学は、積極的に資源配分を整備して学生の学習支援を図り、成績評価基準に従って学習成果を評価し、学習成果の向上のために教育方法、教育課程及び教育プログラムの見直しを行わなければならない。 短期大学は、建学の精神と教育の目的・目標に基づいて、多様な学生を募集し、その入学を許可し、教育課程に基づき学習成果を獲得させる。学生支援は、学生のニーズを的確にとらえ、それに対応した学習支援の環境を整えることである。 短期大学は、学生の学習を支援するために図書館や学習資源センター等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、<u>学生支援のための専門的職員</u>を配置することが望ましい。 短期大学は、学生生活支援のための組織や支援体制を整備しなければならない。</p>
26	<p><u>基準Ⅱ-B-1</u> <u>学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。</u> (1) 教員は、<u>学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</u> ①教員は、<u>シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。</u> ②教員は、<u>学習成果の獲得状況を適切に把握している。</u> ③教員は、<u>学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ④教員は、<u>授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。</u> <u>(基準Ⅲ-A-2 (10) ①へ移動)</u> ⑤教員は、<u>教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。</u></p>	<p><u>基準Ⅱ-B-1</u> <u>学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。</u> (1) 教員は、<u>学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</u> ①教員は、<u>学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。</u> ②教員は、<u>学習成果の獲得状況を適切に把握している。</u> ③教員は、<u>学生による授業評価を定期的に受けている。</u> ④教員は、<u>学生による授業評価の結果を認識している。</u> ⑤教員は、<u>学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。</u> ⑥教員は、<u>授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。</u> ⑦教員は、<u>FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。</u> ⑧教員は、<u>学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。</u></p>

認証評価の短期大学評価基準等改定に対する意見

【短期大学評価基準】

基準 I-B-2 (4)において、現改定案では「学習成果を学校教育法第 108 条の規定に照らして」と記載されているが、「学校教育法第 109 条」が適切であると考えられる。第 109 条は大学の点検及び評価に関する条文であり、それらの規定について記載されているため、定期的に点検を行う際に対照にするべき条文として本基準の趣旨に沿っているといえる。